

放課後児童クラブ職員による不正経理処理について

1 概要

青葉区内の放課後児童クラブ（以下、クラブ）の現場責任者である常勤職員（50代女性）が、平成27年度から令和2年度の間、クラブの運営経費※の一部（2,608,010円）を着服していることが判明しました。着服した金額については、職員からクラブに一部返還され、クラブは残額の返還を求めています。また、当該職員は、退職しました。

横浜市で調査を行い、平成27年度から令和元年度の補助金について、クラブが職員から着服していた金銭の返還を受けると本市が認める繰越金の基準を超過することから、クラブに対し減算に伴う返還（1,514,043円）を求め、全額返還されました。

※運営経費は利用料及び横浜市の補助金からなっています。

2 経過

- 令和2年11月10日（火） クラブの代表者から、当該職員が管理していた小口現金について不正がある旨、青葉区に相談がありました。青葉区から不正の経緯と不正額について調査し、報告するよう指示しました。
- 11月23日（月） クラブから不正内容について報告がありました。
- 11月28日（土） クラブ関係者立ち会いの下、青葉区及びこども青少年局で当該職員等のヒアリングを実施し、数回にわたり、内容の確認等をクラブに指示するとともに、帳簿等の確認を行い、当該職員の不正額及び補助金の減算額を確定しました。
- 令和3年1月22日（金）
- 1月28日（木） クラブから青葉区に平成27年度から令和元年度までの補助金（1,514,043円）が返還されました。
- 2月2日（火） 青葉区がクラブから改善報告書を受理しました。

3 不正額とその内容

(1) 不正額

	年度	不正額	件数
内 訳	平成27年度	284,002円	18件
	平成28年度	183,842円	12件
	平成29年度	351,760円	22件
	平成30年度	258,478円	14件
	令和元年度（平成31年度）	393,828円	15件
	令和2年度	1,136,100円	10件
	合計	2,608,010円	91件

(2) 不正経理処理内容

- (ア) 小口現金（日々のおやつや消耗品等を購入する手持ち現金）を私的流用していました。
- (イ) 1件の支出を請求書と領収書で二重計上したり、研修費等に関する架空の領収書をもとに現金を着服していました。

4 補助金返還額

着服は保護者の利用料からであったことから、補助金の直接的な返還義務は発生しませんが、「横浜市放課後児童クラブ補助金交付要綱」において、「次年度繰越金が決算年度の運営経費（積立金を除く）の1割を超えた場合は、1割を超えた金額分を減算する。」と定めています。クラブが職員から着服していた金銭の返還を受けると、繰越金が1割を超える年度があるため、超過額について返還を求めました。

	年度	返還額
内 訳	平成 27 年度	3 1 1, 4 8 5 円
	平成 28 年度	0 円
	平成 29 年度	2 2 6, 5 1 3 円
	平成 30 年度	2 9 8, 8 3 9 円
	令和元年度（平成 31 年度）	6 7 7, 2 0 6 円
	合計	1, 5 1 4, 0 4 3 円

※令和 2 年度分は令和 3 年 4 月に実施する補助金精算時に整理

5 原因

領収書を紛失したものについて、職員のメモや説明を信じて、購入費として認めていました。また、小口現金は定期的を確認すべきところ、帳簿との突合が行われておらず、クラブ内のチェック機能が十分に働いていませんでした。

6 再発防止策

当該クラブには、改善報告書の内容を徹底させます。他の市内の放課後児童クラブに対して、①現金の管理は必ず複数人で確認すること、②物品の購入や納品についてダブルチェックの徹底、③クラブにおける毎月の小口現金の適正な管理及び補助金の実績報告時の確認の徹底について、通知します。また、現金管理について各クラブが適切な管理に努められるよう、監査項目の見直しを行ってまいります。

【参考】

放課後児童クラブとは

地域の理解と協力のもとに実施する児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により放課後に当該児童が帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。横浜市は、運営主体に対して、運営に係る補助金を交付しています。

お問合せ先		
(本事案について)		
青葉区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	佐々井 正泰	Tel 045-978-2469
(放課後児童クラブ事業について、再発防止策について)		
こども青少年局放課後児童育成課長	松原 実千代	Tel 045-671-4151